

高知地方裁判所委員会（第38回）議事概要

1 日時

令和5年7月19日（水）午後2時30分から午後4時05分まで

2 場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）伊藤寿（委員長）、稲田良吉、片山真人、川竹佳恵、鈴木知彦、田中靖子、寺村妙、西村修一（敬称略。五十音順）

（事務担当者等）民事部裁判官、事務局長、民事首席書記官、刑事首席書記官、総務課長、総務課課長補佐

4 テーマ

裁判手続のデジタル化について（民事裁判を中心に）

5 議事

(1) テーマに関する説明

民事部裁判官から、パワーポイント及びmintsの操作説明動画を使用して、民事裁判手続のデジタル化についての説明を行った。

(2) 意見交換（委員長◎、委員○、事務担当者■）

◎ それでは意見交換に入りたいと思います。御意見、御質問がありましたらお願いします。

○ 先程のmintsの説明動画の中に、windowsという言葉が出てきていましたが、OSがwindowsでないと動かないという意味でしょうか。その他のブラウザでもちゃんと動くのでしょうか。

■ ネット上で使えるので、OSは何であろうと使えると認識しています。

○ OSやブラウザが異なると枠がずれたりすることが、古い設計のウェブサイトだとしょっちゅうありますので、御注意いただければと思います。

- ◎ その点についても実際の運用を始める時には意識しておきたいと思います。
どうもありがとうございました。
- 期待点としては、病気や遠方であるということで今まで出廷が困難であった方の参加できる機会が増えるというのは良い事だと思いました。不安点としては、本人確認です。マイナンバーカードを持つ持たないにしても紐づけはされていますので、そういったものを活用するのも一つの方法ではないかと思ったりもしました。また、今回の話を聞いていて、AIやチャットGPTでの論点の整理が速くなれば、業務品質向上といえますか、スピードアップが図れることによって、早く解決の方向に向かうのではないかということもあるのですが、やはり早過ぎたら早過ぎたで、品質の低下につながるような気もしています。
- ◎ 国民の皆さんが不安に思う点や、おそらく不便になるだろうと思う点を御指摘いただきありがとうございます。速さも大事ですが質の担保も意識しなくてはいけないのは御指摘のとおりだと思いますので、肝に銘じて取り組んでいきたいと思っております。
- 争点整理の手続自体は人間である裁判官が主催しますので、今の時点ではAIが代わりに何かをするということは想定していませんが、便利なツールがあれば、どんどん利用できるようになれば良いなと個人的には思っているところです。
- 裁判所が遠い存在というか、室戸や足摺等の遠い方だと、揉め事があって裁判に訴えたいと思っても行くまでが大変だということはあったと思います。そういう面で、デジタル化でどこにいても、交通費とかの面でお金もあまりかからずに、裁判所が身近になれば、広くサービスも行き渡って良いことだと思いました。一点感じているのが、私の会社の会議でもそうなのですが、コロナが終わってきて、オンラインからリアルに会いましょうっていうことが増えてきており、自分の言いたいことを伝えたいとか、相手の話をちゃん

と聞きたい時にどうしてもリアルで話したいということが多いような感じがしています。特に弁論のような言葉を戦わす場面でオンラインで話すと印象が違ってきたりとか、話しても訴えた感がない、あるいは聞いている方も何か印象が違うとか、人間同士のやりとりのところで従来の伝統的な方法とどう変わっていくのかというところが懸念点という感じはしています。

- 双方来られなくても争点整理ができると申しましたが、もちろん希望すれば来ていただくことも可能です。ウェブでするのか裁判所に来ていただくのかは担当裁判官がその都度当事者の方の意見を聞きながら進めていくことになるのではないかと考えています。和解とか、場合によっては来ていただくようお願いすることもあると思いますが、柔軟に事件ごとに考えていくのではないかと考えています。
- 当事者の方々の御希望に沿って、どちらかを選ぶことも可能、あるいは状況によって選ぶことは可能という理解でよろしいでしょうか。
- 意見を聞きながらどちらが良いかを担当裁判官が考えることになると思います。希望があれば絶対そうなるのかということは、それぞれの手続によるのだろうと思いますが、意見を聞いた上で進めることになるのだろうとは思っております。
- 民事裁判の種類によって、デジタル化したほうがいいものとそうではないものと、たぶん争点によって違うんだらうなということはお話を聞いて思いました。デジタル化というのも、時代の流れである程度いたしかたない部分はあるのですが、やはり法律の専門用語は一般の方からすると難しいだらうなと思います。一般の方が使うとなると、ある程度指示をしていただかないとなかなかデジタル化で一般の方が使うのは難しいのではないかと考えています。高齢者の方になると、デジタル化を進めていく中で、なかなか難しいのではないかなという印象です。デジタル化を進めていく際に、専門の方が指南する方がもう少し効率的にできるのではないかなと思いました。遺言書の下書

きをしてもらったことがあるのですが、専門的で大変でかなり苦勞して、どうして法律はこんなに言葉が難しいのだろう思いながら、3日ぐらい掛かって仕上げました。それで、mintsを見せてもらっても、一般の方が見たときにmintsは色が統一されすぎていて分かりにくいし、デザインが分かりにくいので、もう少しデザインの工夫があったほうが一般の方は使いやすいのではないかというイメージを受けました。

■ mintsの画面が分かりにくいと言われて、初めてそうかというふうに思った次第です。先ほど見ていただいたスライドの右下に、質問にお答えしますとあり、これはチャットボットなのですが、一応質問に答える形にはなっているのですが、まだおそらく今の技術上の問題だとは思いますが、ここに一般の方が質問したら欲しい答えが出てくるかということ、なかなか難しいところもあるかもしれないとは思いますが。ただ、手続の案内については、裁判所に問い合わせただけで窓口でも対応は致しますので、当事者の方が分かりにくいということであれば随時問い合わせただければと思っております。

○ システムの中に、「窓口でも対応可能です。」と書いてあげないと分からないと思います。

◎ デジタル化によって時間と距離の制約がなくなるはずですが、その分、おそらく利用者の方との距離が一層近くなり、かつ、接する時間も一層増えるはずですので、今以上の親切な設計と不便や不明な点に対する対応は、時間や距離の制限がなくなればなくなるほど一層必要になってくるということは感じます。

■ 補足して説明させていただきますと、オンラインによる訴状や書面の提出について義務化されるのは弁護士のみで、一般の方についてはこれまでどおり紙での提出も可能です。また、一般論として、当事者の方へのサポートが必要となる局面はいろいろとあると思いますが、裁判所においても裁判所の

中立性を踏まえつつ必要なサポートをしていくことになると思われま。また、弁護士会や司法書士会においてもいわゆるIT機器を利用することができない方のサポートをするということを伺っております。

- 本人確認はどういう方法で行うのですか。
- 運転免許証を画面で見せてもらって確認するということが現在検討されています。
- 国としてマイナンバーカードを利用した認証システムを統一的にできるのではないかと考えています。
- 今後、出廷もウェブでやっていくと、リアルな出廷者の数が減っていくような感じがして、また、処理が早くなっていくと、安易な訴訟が増えるのではないかと漠然と思ったのですが、効率化を図ることで、裁判所としてはどうなると思っていますか。
- 必要な人に必要なサービスが届けられるようになるという意味では良いと思っています。
- ◎ 単に効率だけを求めているわけではなく、紛争解決能力を高めることに視点を置いております。
- 裁判所に当事者双方が来ない裁判について、公開の原則についてはどう考えていますか。また、証拠書類の原本確認についてはどう考えていますか。
- 公開については、どのような形で傍聴してもらおうのか検討中です。証拠書類の原本確認については、訴訟の相手方が実際に原本を見たいとなれば、双方に来てもらって期日の中で原本確認をするということになると思われま。
- 紙の裁判記録は何年か経つと廃棄されますが、電子化された記録の保存期間は検討されているのでしょうか。
- 検討されているところではあると思いますが、今のところお答えできることがありません。
- ◎ 今後、遺漏がないように心がけたいと思っています。

○ デジタル化は便利な面もあるが、居たほうがコミュニケーションをとりやすいということもあります。法廷に直接当事者の方が来るというのはあまりないので、それよりは、弁護士と依頼者の間のコミュニケーションの取り方が便利になったほうが、むしろ身近になるのかなと話を聞きながら思っていた次第です。

■ 先程のブラウザの件ですが、補足として、ブラウザはマイクロソフトのエッジかグーグルクロームに限定されており、それ以外のブラウザで開くと画面上できちんとした表示がされない可能性があるということです。

◎ 本日は貴重な御意見・御提言をいただき、ありがとうございました。

6 次回開催予定

(1) 開催日

令和6年1月31日（水）

(2) テーマ

防災について（仮）

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

(4) 開催方法

地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催